

「に～よん漢字道場」 区長表彰制度

【表彰対象者】

区内小中学校で漢字検定を団体受検した全児童生徒のうち、下記の級に合格した者

(※ 校長経営戦略予算(基本配付・加算配付・次長枠)を使用して受検した者、自費で受検した者など、受検料の負担者は問わず、団体受検した者すべてを対象とする)

| | 受検目安級 | 表彰対象となる合格級 |
|----------|-----------|-----------------|
| 小学校 1 年生 | 10 級 | 9 級(2 年生程度)以上 |
| 小学校 2 年生 | 9 級 | 8 級(3 年生程度)以上 |
| 小学校 3 年生 | 8 級 | 7 級(4 年生程度)以上 |
| 小学校 4 年生 | 7 級 | 6 級(5 年生程度)以上 |
| 小学校 5 年生 | 6 級 | 5 級(6 年生程度)以上 |
| 小学校 6 年生 | 5 級 | 4 級(中学校在学程度)以上 |
| 中学校 1 年生 | 5 級及び 4 級 | 4 級(中学校在学程度)以上 |
| 中学校 2 年生 | 4 級 | 3 級(中学校卒業程度)以上 |
| 中学校 3 年生 | 3 級 | 準 2 級(高校在学程度)以上 |

【表彰方法】

- 1 団体受検後、区は漢字検定協会より表彰対象者数についての情報提供を受ける。
- 2 区より該当する児童生徒の学校長に該当者の氏名を照会する。
- 3 区が、表彰状を作成する。
- 4 日程調整を行い、区長が各校の朝礼にて表彰状の授与を行う。